

特集

# 空家のこと、一緒に考えてみませんか？ — 区内の5件に

## ■空家を放っておいたら 大変なリスクにさらされます

### 「特定空家等」として指導されたら…

「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊や景観などを著しく損なう恐れがあると認められる空家等をいいます。

「特定空家等」として指導され、改善せずに放置し続けると、次のようなことになる場合もあります。

- ① 土地固定資産税等が**3～5倍**に跳ね上がる  
(住宅用地特例が適用されなくなる)
- ② 改善命令を受け、それに違反すると  
**50万円**以下の過料
- ③ 勧告や命令に応じず  
放置し続けると**強制撤去**され、  
費用が所有者に**請求**される

住吉区の空家率は19.8%で大阪市の空家率(17.2%)より高い割合となっています。(総務省「平成25年住宅・土地統計調査」)

所有者には、空家の管理責任があります。特定空家等を生まないように、適切に維持管理していくことが重要です。また、今後使う予定のない空家については、売却・除去も検討しましょう。



### 多くの空家は、相続が原因で発生しています!

「手続きがややこしい」「連絡先が分からない」などの理由から放っておかれる空家が多くあります。

今、住んでいる家を将来どうするか、家族で話し合っておくことが大切です。

大阪市では、空家の管理や相談窓口などをまとめた“空家ハンドブック”を作成しています。区役所等で配架していますのでご利用ください。



### 空家に関する相談・通報は

「空家の処分に悩んでいる」「隣の空家の瓦が落ちかかっている」など、空家でお困りの方はご相談ください。

**とき**  
月～金曜(祝日・年末年始を除く)  
9:00～17:30

**問合せ**  
総務課 3階 32番窓口  
☎6694-9625 FAX 6692-5535

通報を受けた空家のうち特定空家等については、所有者等への助言・指導を行うなどし、是正を進めています。

**【特定空家等の解体や補修等による是正件数】**

平成28年度	17件
平成29年度	21件
平成30年度	35件

※平成31年3月、大阪市は(一社)大阪府宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会大阪府本部と連携協定を締結しました。今後、これらの団体と連携して特定空家等の改善をより一層進めていきます。

**問合せ** 地域課 3階 36番窓口  
☎6694-9984 FAX 6692-5535

是正前



是正後

